年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付 記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで

② 昭和51年4月から52年3月まで

私たち夫婦の国民年金については、姉から勧められて昭和50年4月ごろに夫婦一緒に加入し、2年分をさかのぼって納付できると聞いたので半年分ずつ支払った。当時支払った国民年金保険料は月額1,800円ぐらいだったと思う。その後、保険料は夫婦一緒に納付してきた。未納となっていることが納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和50年4月以降、申立期間②を除き国民年金保険料を すべて納付し、52年8月以降の国民年金加入期間は付加保険料も併せ て納付するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられ る。

また、申立期間のうち、②昭和 51 年4月から 52 年3月までについては、申立人は、2年間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしており、A市においては国民年金の加入時に、2年分についてはさかのぼって過年度納付できる旨の説明を行うことが通例であることが確認されている上、申立人は昭和 50 年度の保険料について昭和 53 年4月 23 日に過年度納付していることが、社会保険事務所の保管する特殊台帳及び領収済通知書から確認できることから、申立期間についても納付していたものとみても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、①昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までについては、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は 52 年 8 月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、この時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者 はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうか がわせる事情も存しない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の うち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付して いたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付 記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで

② 昭和51年4月から52年3月まで

私たち夫婦の国民年金については、義姉から勧められて昭和 50 年 4 月ごろに夫婦一緒に加入し、2年分をさかのぼって納付できると聞いたので半年分ずつ支払った。当時支払った国民年金保険料は月額 1,800 円ぐらいだったと思う。その後、保険料は夫婦一緒に納付してきた。未納となっていることが納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和50年4月以降、申立期間②を除き国民年金保険料を すべて納付し、52年8月以降の国民年金加入期間は付加保険料も併せ て納付するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられ る。

また、申立期間のうち、②昭和 51 年4月から 52 年3月までについては、申立人は、2年間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしており、A市においては国民年金の加入時に、2年分についてはさかのぼって過年度納付できる旨の説明を行うことが通例であることが確認されている上、申立人は昭和 50 年度の保険料について昭和 53 年4月 23 日に過年度納付していることが、社会保険事務所の保管する特殊台帳及び領収済通知書から確認できることから、申立期間についても納付していたものとみても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、①昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までについては、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は52 年 8 月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、このころに、国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、この時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期では無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索 しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されてい たことをうかがわせる事情も存しない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の うち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付して いたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から40年1月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付 記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで

- ② 昭和41年7月から42年2月まで
- ③ 昭和42年7月及び同年8月
- ④ 昭和43年2月から52年9月まで
- ⑤ 昭和57年9月から61年3月まで

私は、昭和55年6月に退職金で申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料として、約30万円を特例納付した。納付記録を照会したところ、申立期間①のうち、36年4月から38年2月までの期間については、厚生年金保険の加入期間であることが判明したため、61年11月18日に還付済みであり、残りの期間は未納との社会保険事務所の回答であった。還付されたという記憶が無いので還付が事実であればその証拠を示してほしい。

また、⑤の期間についても、納付しているはずである。改めて調査 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和36年4月から38年2月までの期間(23か月)については、社会保険事務所は、61年11月18日に申立人が55年6月28日に特例納付した国民年金保険料を還付している。これは、社会保険事務所が同年9月12日に厚生年金保険の被保険者期間を把握したため、申立人の国民年金の被保険者資格を修正した結果、厚生年

金保険との二重納付となり保険料を誤適用として還付したものであるが、本来、特例納付した保険料の納付済みの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の国民年金の未納期間である38年3月以降分に変更することが必要であったにもかかわらず、その措置が採られておらず、行政側の不適切な事務処理がうかがわれることから、当該納付済みの期間を同年3月から40年1月までの期間(23か月)に変更すべきものと考えることが相当である。

なお、当該期間については、申立人は、昭和 55 年 6 月 28 日に特例納付した申立期間の国民年金保険料について還付を受けた覚えは無いと主張しているが、社会保険事務所が保管している領収済通知書により、申立人が主張するとおり申立期間の保険料を特例納付したことは確認できるものの、社会保険庁のオンラインシステムの過誤納記録では、誤適用のため申立期間の保険料について、還付決議日、送金金融機関名及び口座番号などが明確に記載されており、ほかに申立人に対する保険料の還付の事実を疑わせる事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①、②、③及び④については、申立人は昭和55年6月に約30万円を特例納付したと主張しているが、申立期間について特例納付すべき保険料額は約70万円となり、申立人の主張する納付額とは相違するなど、申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、⑤については、前述の昭和 61 年 9 月 12 日 に申立人の資格取得日が修正された時点までは、56 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者になったことに伴い資格喪失していることから、国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると申立人は、申立期間の うち、昭和38年3月から40年1月までの国民年金保険料を納付して いたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年4月から同年9月までの期間、40 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで

② 昭和40年4月から61年3月まで

昭和36年ごろ、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民 年金保険料を納付していてくれていたはずである。未納とされている 期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足前の同年2月に払い出されており、申立人の母親は、いち早く申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、国民年金制度への関心が高かったものと推測される。

また、申立期間のうち、①については、申立人が所持している国民年金 手帳の検認記録欄に検認印の押印が有るにもかかわらず、社会保険庁のオ ンライン記録では、未納とされている上、このように年度内の一部が未納 である場合は、社会保険事務所において、特殊台帳を保存することとされ ているが、当該台帳が保存されていないなど、行政側の記録管理が適切に 行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②のうち、昭和40年4月及び同年5月については、 国民年金の任意加入期間であり、申立人の母親は、同年6月20日に、国 民年金資格喪失の手続を行っていることが確認できる上、A市では、資格 喪失申出届を受付けた際、未納の国民年金保険料が有る場合、納付勧奨するのが通例であったことから、勧奨を受けた申立人の母親は、当該期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②のうち、昭和40年6月から61年3月までについては、 申立人は、上記の資格喪失の手続を行った結果、国民年金に未加入の期間 であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。 また、申立人の母親が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示 す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに当該期間の保険料

さらに、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者は おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ る事情も存しない。

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの期間、40年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間 については、国民年金保険料を納付していたものと認められることから、 納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで

② 昭和59年1月から同年6月まで

私は、国民年金の受給手続のため、社会保険事務所に出向いた際、 未納期間が有ることが分かった。婚姻後は、国民年金保険料の納付等 を夫に任せていたが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①については、12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間、昭和 36 年度の申請免除期間及び昭和 61 年 4 月以降の第 3 号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間前後においては、生活状況に大きな変化が無かったとしていることから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、②については、A市が保管している国民年金収滞納リストでは、現年度分保険料が未納となっていることが確認でき、これを納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について婚姻前

を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

私の国民年金については、昭和36年の制度発足当時に父親が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。39年2月にA市に転居し、理髪店を開いてからは私自身が保険料を納付し、また、42年4月の結婚後は、妻の分と一緒に保険料を納付してきた。申立期間について、妻は納付済みになっているのに、店で集金人に一緒に納付していた私の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が開始された昭和36年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、平成14年4月から65歳に到達するまで高齢任意加入するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和42年4月の婚姻後は、国民年金保険料を申立人の妻と一緒に納付したとしており、申立人の妻は、申立期間については納付済みである上、申立期間の前後において、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの期間及び40年12月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から40年3月まで

② 昭和40年12月から41年3月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母親が行ってくれた。私は毎月、母親に保険料を渡しており、毎月あるいは2、3か月ごとに集金人が自宅に来て、月額 100 円を納付書で納付し、領収書を受け取っていたことを記憶しており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、毎月、申立人の母親に国民年金保険料として月額 100 円を渡し、集金人に国民年金手帳を使用せず、検認票により保険料を納付し、検認印を押印してもらっていたとしており、申立期間当時の納付方法と一致する上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、A町が保管する国民年金被保険者名簿において、納付年月日が記入されている昭和 40 年4月から同年 11 月までは、申立人と納付日がおおむね一致していることが確認でき、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間のうちの昭和39年3月については、当初、社会保険庁のオンライン記録において、納付済みとされていたが、平成20年5月22日に未納とする記録訂正を行っていることが確認でき、適切な事務処理が行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②については、申立人はA町で国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の戸籍の附票において、申立人は昭和40年12月にB市へ転居していることが確認できるものの、同町が保管する被保険者名簿において資格喪失「41.4.3」「B市 C商店」と記載されていることから、申立期間においては同町で被保険者として管理していたことがうかがえる上、申立人の母親は申立期間の保険料を同町で41年6月4日及び23日に過年度納付していることから、申立人についても保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年3月まで

② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間当時、家業に従事しており、父親が国民年金の加入 手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期 間が未納であることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降の国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人と同様に申立人の父親が保険料を納付していたとする申立人の母親、姉、妻及び元妻についても国民年金加入期間に未納は無く、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①昭和38年7月から39年3月までの期間については、9か月と短期間であるとともに、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は39年8月に払い出されていることが確認でき、申立人の父親は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認でき、申立人が当時居住していたA市では、国民年金に加入した場合、現年度分保険料を収納の上、さかのぼって納付することが可能である過年度分保険料についても、納付勧奨するのが通例であり、納付勧奨を受けた申立人の父親は、申立期間の保険料について過年度納付

したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間については、前後の被保険者期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後において、申立人の父親及び申立人の仕事や住所に変更は無いことから、申立期間の保険料は納付されていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金 事案 657

第1 委員会の結論

申立人は、有限会社Aに係る申立期間のうち、昭和54年6月から同年9月まで及び同年11月から55年3月までは、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち54年6月から同年9月までの標準報酬月額については20万円、同年11月から55年3月までについては24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和54年6月から同年9月まで及び同年11月から55年3月までの期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から55年3月31日まで 私は、有限会社Aに入社した時は15万円の給与をもらっており、途中 で昇級があって最終的には昭和54年ごろから退職するまで24万円の給与 を受け取っていた。社会保険庁の年金記録を見ると標準報酬月額が給与額 と比較して余りにも低いので、本来の給与月額に対応する標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管している給与明細書及び事業主の回答から、申立期間において有限会社Aに勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和54年6月から同年9月まで及び同年11月から55年3月までの標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、54年6月から同年9月までを20万円、

同年11月から55年3月までを24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 申立人の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相 当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が 申立期間において一致していないことから、事業主は、同給与明細書で 確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出て おらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料に ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年3月から54年5月までの期間及び同年10月については、申立人の所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料額は基本給に基づいた額となっておらず、申立てどおりの厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人の申立期間のうち、昭和 50 年3月1日から 54 年5月 31 日までの給与明細書の無い期間における厚生年金保険料の控除については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿において、訂正等不自然な処理を行った形跡はみられず、当該事業所の当時の事業主に照会しても、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料が、社会保険庁の標準報酬月額の記録と異なった金額が控除されていた事実は確認できなかったため、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和50年3月1日から54年5月31日までの給与明細書の無い期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和50年3月1日から54年5月31日まで及び同年10月1日から同年10月31日までの期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 658

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の昭和 30 年 5 月分及び同年 6 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B部(同社C工場)における資格取得日に係る記録を昭和 30 年 5 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月16日から同年5月8日まで

② 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和28年3月から定年退職する平成6年9月まで、A株式会社(現在は、D株式会社。)に継続して勤務していたが、①入社した昭和28年3月16日から同年5月8日までの期間と、②同社E工場から同社C工場に異動した30年5月21日から同年6月30日までの期間については厚生年金保険被保険者の記録が無い。入社時の労働契約書及び人事記録を所持しており、それによれば勤務が途切れた期間は無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の供述により、申立人が当該事業所に継続して勤務し(昭和30年5月21日にA株式会社E工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B部(同社C工場)

に係る昭和 30 年 7 月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

さらに、社会保険庁の記録において、A株式会社B部(同社C工場)は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、A株式会社の人事記録及び複数の同僚の供述によれば、当該事業所は申立期間において10人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の供述により、勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所に照会しても、当時の賃金台帳等関連資料が保管されていないため、厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、申立期間①において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、F株式会社人事課作成の「昭和28年度定期採用者名簿(高校の部)」に記載されている同僚6人全員について、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した日が、申立人と同様に同年5月9日となっていることから、当該事業所は、入社後一定期間については厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立期間①について申立人の厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 659

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していない ものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を 訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者 として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認め ることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 5 月 15 日まで (株式会社A)

- ② 昭和29年6月9日から30年3月まで (株式会社A)
- ③ 昭和31年3月7日から32年9月2日まで (有限会社B)
- ④ 昭和32年2月1日から33年8月5日まで (有限会社C)
- ⑤ 昭和33年9月1日から35年7月1日まで (株式会社D)

私は、昭和29年3月に学校を卒業して、父の知人の紹介で株式会社 Aに入社し、30年の春ごろに退社した。厚生年金保険の加入記録は1 か月しか無いが、1年ほど勤めていた。

また、有限会社B、有限会社C及び株式会社Dに勤めていた期間に係る脱退手当金は受け取っておらず、請求した記憶も無い。

以上について、調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間 ③、④及び⑤について、申立期間の最終事業所である株式 会社Dの厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の受給要件である 24 か 月に満たない 22 か月であるとともに、当該事業所の健康保険厚生年金 保険被保険者名簿に記載されている女性の被保険者のうち、脱退手当 金の支給記録が有る者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を 受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金 保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、4回の被保 険者期間のうち、最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とさ れておらず、未請求となっており、申立人が当該被保険者期間を失念 するとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 一方、申立期間①及び②について、同僚の供述から、申立人が申立 期間に株式会社A(現在は、E株式会社。)に勤務していたことは推認 できるが、上記同僚の供述においても申立人の正確な勤務期間は確認 できず、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた複数の従業員に 照会しても、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、株式会社Aに 照会しても、申立期間当時の関連資料は保管していないと回答してい るため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生 年金保険料が控除されていた事実について確認できる関連資料及び供 述を得ることはできない。

さらに、申立期間①について、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に採用されたと記憶している同僚についても、資格取得日は昭和29年5月15日と記載されていることから、事業主は、当時、申立人及び上記同僚について、同日付けで被保険者資格の取得手続を行ったものと考えられる。

加えて、申立期間②について、株式会社Aの被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和29年6月9日と記載されており、備考欄には健康保険証が返納されたことを示す「証」の記載が有る上、同年6月以降の期間において標準報酬等級が改定された記録も無いため、社会保険事務所のこれらの手続に不自然な点は無い。

このほか、申立期間①及び②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間 ①及び②に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるこ とはできない。

京都厚生年金 事案 660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④に係る脱退手当金を受給していない ものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂 正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月3日まで (A有限会社)

- ② 昭和20年9月3日から21年5月1日まで (A有限会社)
- ③ 昭和21年5月1日から22年4月9日まで (A有限会社)
- ④ 昭和23年4月10日から24年5月1日まで (B株式会社)

今から 25 年ぐらい前に、社会保険事務所で私の厚生年金保険の加入 記録を調べてもらったところ、脱退届が提出されていると言われたが、 その当時はまだ若かったので、年金の大切さが分からずそのままにし ていた。

最近、社会保険事務所から年金の確認通知を受け取り、昭和24年4月20日に脱退手当金が支給されていることを知ったが、受領していない。

もし、脱退手当金を受領しているのであれば、C株式会社D工場に 勤めていた期間が厚生年金保険の被保険者期間として残っていること はおかしい。 また、私は、小学校を卒業してから昭和22年4月まで、E社(厚生年金保険の適用事業所名は、A有限会社)に在籍していたが、社会保険庁の記録では、20年9月3日から21年5月1日までの8か月間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことも納得できない。

以上について、調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び④について、申立期間の最終事業所であるB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性の被保険者のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③と④の間のC株式会社D工場における被保険者期間については未請求となっており、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている資格期間(支給対象期間)47か月はオンライン記録の資格期間35か月と相違しており、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い上、脱退手当金が支給されたとする額も法定支給額より66円過少である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、 申立期間①、③及び④に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 一方、申立期間②について、申立人と同時期に勤務していた従業員の 供述から、申立人が申立期間にA有限会社に勤務していたことは推認で きるが、同従業員からは、申立期間と申立期間前後の期間で申立人の勤 務実態に変化が無く、引き続き勤務したとする旨の供述は得られず、申 立期間における勤務実態は確認できない。

また、当該事業所の元事業主は既に亡くなっており、事業主の親族についても所在が不明であるため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び上記の申立人の厚生年金保険被保険者台帳の双方において、申立人は昭和 20年9月3日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、その後、21年5

月1日に被保険者の資格を再取得していることが記載されており、上記の被保険者名簿において20年9月以降に標準報酬月額の等級が改定された記録も無く、社会保険事務所の手続に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

京都厚生年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和26年5月23日)及び資格取得日(昭和26年6月3日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

申立期間②については、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和32年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

申立期間③については、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月21日に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 23 日から同年 6 月 3 日まで

② 昭和32年5月24日から同年6月1日まで

③ 昭和39年4月21日から同年4月28日まで

私は昭和25年8月1日にA株式会社に入社し、43年8月9日に退職するまで在籍していた。その間に製造会社から販売会社への移籍はあったが、関連会社への異動であり、勤務期間は途切れておらず、厚生年金保険料もずっと引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

全申立期間について、A株式会社の元代表取締役及び当時の複数の同

僚は、同社と株式会社C・B株式会社・D株式会社は関連会社であると 供述しており、申立人の雇用保険の記録においても、事業所名は不明で あるが、昭和25年7月11日から43年8月8日までの被保険者期間が継 続していることから、上記の四社が関連会社であったことが推認できる。

申立期間①については、社会保険事務所の記録では、申立人はA株式会社において昭和25年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、26年5月23日に資格を喪失後、同年6月3日に同社において再度資格を取得しており、同年5月23日から同年6月3日までの被保険者記録が無い。

しかし、A株式会社の元代表取締役及び当時の複数の同僚の供述並びに雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。また、申立人と業務内容が同じであった複数の同僚は、申立人は同社において計算機の製造に従事し、申立期間においても、勤務形態及び業務内容に変更は無かった旨の供述をしており、当該同僚の厚生年金保険加入記録は、申立期間も継続している。

さらに、当時A株式会社の社会保険事務を行っていた者は、記録が欠落した原因については不明であるが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたはずである旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ る。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における社会 保険事務所の昭和26年4月の記録から、2,500円とすることが妥当であ る。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散し、同社の元代表取締役は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 26 年 5 月分の保険料の納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

申立期間②については、A株式会社の元代表取締役及び当時の複数の同僚の供述並びに雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、

B株式会社に継続して勤務し(昭和32年6月1日にB株式会社からD株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B株式会社における社会 保険事務所の昭和32年4月の記録から、1万6,000円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社は既に解散しており、同社の元代表取締役は所在不明のため照会できない。しかし、申立人と同時期に同社からD株式会社に異動した6人の同僚も、同社における資格喪失日は申立人と同様に、昭和32年5月24日と記録されていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月分の保険料の納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

申立期間③については、A株式会社の元代表取締役及び当時の同僚の 供述並びに雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、同社に 継続して勤務していたことが認められる(昭和39年4月21日にD株式 会社からA株式会社に異動)。

なお、社会保険庁の記録においては、申立人に係る昭和 39 年 4 月の厚生 年金保険料は、A株式会社で納付されており、当該月については、厚生年 金保険の被保険者期間とされている。

京都厚生年金 事案 662

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA塾における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月26日から47年1月1日まで 私は昭和42年7月1日から平成8年6月8日まで、継続して学校法 人Bで勤務した。本来ならずっとC共済加入扱いとなるはずであるが、 当時、学園紛争等の事情で、昭和44年4月1日から46年12月31日 の間はC共済を外され、そのうち、46年8月1日から同年12月31日 までは厚生年金に加入することとなった。同年12月26日に資格喪失 とされたため、同年12月の厚生年金加入記録が空白となっているが、 当時の給与明細書も所持しており、厚生年金保険料の控除の記載もあ るので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、及びA塾を経営していた学校法人Bが保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の記載並びに元同僚の供述により、申立人が昭和46年8月2日から同年12月31日まで継続してA塾に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

一方、A塾は、昭和46年12月26日で厚生年金保険の適用事業所でなく

なっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、学校法人Bは、「A塾はD予備校と実質的には同一の事業所であった。」と回答しており、申立人及びA塾の元同僚の年金事務については、A塾が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、E事業団に引き継がれていることからみてもA塾とD予備校が実質的には同一であったことが推認できる。

また、E事業団に照会したところ、申立期間においてD予備校の従業員としてC共済に加入していた従業員は5人との回答であり、A塾が昭和46年12月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった際の被保険者数4人と合わせると、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月21日まで 私は、申立期間当時、A株式会社(昭和46年にC株式会社からA株 式会社に社名変更。現在は同社の事業をD株式会社が引き継ぐ。)B工 場に勤務しており、厚生年金保険料についても給与から控除されてい たはずであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。 申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びD株式会社が保管する申立人に係る「C株式会社 従業員名簿」から、申立人は、昭和46年11月10日にA株式会社から関 連会社である株式会社E(昭和47年4月にF株式会社に名称変更。48年2月にA株式会社と合併し、A株式会社B工場に名称変更。)に工場長 として出向した後、申立期間において、A株式会社B工場に工場長とし て勤務していたことが認められる。

また、昭和47年5月21日にA株式会社からF株式会社に出向し、合併後のA株式会社B工場に申立人と共に継続して勤務していた社員は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨供述している。

さらに、申立期間当時、A株式会社において、給与計算に携わっていた社員は、申立人が工場長というポストで継続して勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたはずである旨供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和48年3月の資格 喪失時点における社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすること が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明であると回答しているが、申立人と同様にA株式会社から 関連会社である株式会社Eに出向し、同社がA株式会社B工場に名称変 更後も申立人と一緒に勤務していた同僚の記録も、申立人と同じ空白期 間があることから、事業主が昭和48年4月21日を資格取得日と届け出 たと考えられ、その届出の結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3 月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私たち夫婦は、うどん屋をしていた昭和36年当時、A区役所から男性職員が来て、自営者は強制加入だから加入するように言われて国民年金に加入し、国民年金保険料は妻か、同居していた母親が納付していた。当時は保険料が月額100円であったことを覚えている。

平成3年に会社を退職して国民年金に改めて加入した際、申立期間の未納が分かり、区役所で尋ねたが、担当者には台帳に入っているから大丈夫だと言われた。2冊の手帳を持参して尋ねても、満額ですと言われてきた。今になって未納と言われても、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 36 年 10 月 2 日付けで発行された国民年金手帳を 所持しているが、申立人夫婦の国民年金手帳には、申立期間の国民年金 印紙検認記録欄に国民年金保険料を現年度納付したことを示す検認印が 押されておらず、保険料を現年度納付した事実が確認できない上、申立 人夫婦からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張も無いなど、過 年度納付若しくは特例納付した事実も確認できず、ほかに申立人の妻若 しくは申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻若しくは申立人の母親が申立人の申立期間の国民年 金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い 上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおら ず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私たち夫婦は、うどん屋をしていた昭和36年当時、A区役所から男性職員が来て、自営者は強制加入だから加入するように言われて国民年金に加入し、国民年金保険料は私か、同居していた義母が納付していた。当時は保険料が月額100円であったことを覚えている。

夫が平成3年に会社を退職して国民年金に改めて加入した際、申立期間の未納が分かり、区役所で尋ねたが、担当者には台帳に入っているから大丈夫だと言われた。2冊の手帳を持参して尋ねても、満額ですと言われてきた。今になって未納と言われても、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 36 年 10 月 2 日付けで発行された国民年金手帳を 所持しているが、申立人夫婦の国民年金手帳には、申立期間の国民年金 印紙検認記録欄に国民年金保険料を現年度納付したことを示す検認印が 押されておらず、保険料を現年度納付した事実が確認できない上、申立 人夫婦からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張も無いなど、過 年度納付若しくは特例納付した事実も確認できず、ほかに申立人若しく は申立人の義母が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

また、申立人若しくは申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保 険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、 別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1029 (事案 202 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料については、父親の銀行口座から 1,200 円ずつを引き出し納付したので、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の所持する国民年金手帳は、昭和37年10月15日に発行されており、その時点で、申立期間は、国民年金印紙により納付できない期間であり、また、申立人は、過年度保険料として納付したとする主張が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いこと、ii)申立人は、国民年金手帳に契印が押されていることが国民年金保険料を納付していた証拠と主張しているが、旧国民年金法施行規則により、印紙で納付することのできない年度の検認台紙については、保険料納付の有無にかかわらず、切り取り線上に契印し、切り離すことと定められており、申立人が居住するA市でも同様の取扱いが行われていたことが確認できること、iii)申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、新たに申立期間の国民年金保

険料については、申立人の父親の銀行口座から 1,200 円を引き出し、納付したと述べているが、これは当委員会の決定に基づく年金記録の変更につながる新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1030(事案 203 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料については、義父の銀行口座から 1,200 円ずつを引き出し納付したので、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の所持する国民年金手帳は、昭和37年10月15日に発行されており、その時点で、申立期間は、国民年金印紙により納付できない期間であり、また、申立人は、過年度保険料として納付したとする主張が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いこと、ii)申立人は、国民年金手帳に契印が押されていることが国民年金保険料を納付していた証拠と主張しているが、旧国民年金法施行規則により、印紙で納付することのできない年度の検認台紙については、保険料納付の有無にかかわらず、切り取り線上に契印し、切り離すことと定められており、申立人が居住するA市でも同様の取扱いが行われていたことが確認できること、iii)申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、新たに申立期間の国民年金保

険料については、申立人の義父の銀行口座から 1,200 円を引き出し、納付したと述べているが、これは当委員会の決定に基づく年金記録の変更につながる新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年12月まで

私は、母親から、20歳から国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきたと聞いていたので、未納が有るとは信じられない。保険料の納付は毎月母親が、A区役所又は銀行で納付し、領収書をもらっていたので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、毎月、区役所又は銀行で国民年金保険料を納付して領収書をもらっていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 2 月に払い出されており、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い上、当時、保険料の納付方法は国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する方法であるなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者は おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ せる事情も存しない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1032

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで

私は、申立期間のときは学生で、生前、父親から、国民年金の加入 手続を行い国民年金保険料は払っていたと聞いていた。昭和 45 年 8 月 分について厚生年金保険の記録訂正を年金記録 A 地方第三者委員会に 申し立てた結果、記録が訂正されたが、そのときに国民年金保険料の 納付記録が消えたのではないかと思う。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加 入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明 であり、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の資格を昭和36年4月1日に強制で取得し、38年3月5日に資格を喪失しており、この資格の得喪記録は、社会保険庁のオンライン記録において、平成6年10月5日に追加されたことが確認できることから、申立人は、この時点まで国民年金には未加入であり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったとみるのが相当である。

なお、申立人は、厚生年金保険の資格喪失日が、A委員会のあっせんにより昭和45年8月31日から同年9月1日に平成20年7月10日に訂正された際に、申立期間の国民年金の納付記録が削除されたと主張して

いるが、国民年金保険料の納付記録は、別途、国民年金手帳記号番号で管理されていることから、申立人の主張する事実が発生するとは考え難く、同記号番号でも申立期間について修正された形跡も無い。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者は おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる 事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1033

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から53年3月まで

申立期間の夫の国民年金保険料は、私がA区役所B支所で納付したが、夫はその後厚生年金保険の被保険者になったので、重複して納付した保険料を還付してほしい。

(注)本申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり申立期間については、社会保険事務所の保管する特殊台帳において、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、申立期間は厚生年金保険加入期間であり、制度上、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料を還付した手続に不自然さはみられない。

また、社会保険事務所が国民年金保険料を還付した場合に記録することとされている還付整理簿に、還付金額「33,400」、還付事由「昭51.11.18 喪失」、決定年月日「53.6.13」、支払年月日「53.6.28」との記載が有ることに加え、特殊台帳にも喪失年月日「51·11·18」、「還付51·11~53·3まで33,400円」と記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付の事実を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1034

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年1月まで

私が20歳になった際、母親がA県B郡C町役場で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間について、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和43年3月にA県B郡C町(現在は、D市)で払い出されていることが確認でき、申立人の母親は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人の国民年金被保険者資格は、同年2月28日「強制」で新規に資格取得されており、同年2月分及び同年3月分の保険料については、納付されていることが確認できるものの、申立期間は未加入の期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1035

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び同年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで

② 昭和39年4月から40年3月まで

私は、昭和36年の制度が開始されたときから国民年金に加入し、集 金人に国民年金保険料を納付していた。

結婚後の申立期間②については、当時、私は、兄夫婦が営む店に住 込みで働いており、私の妻、義姉及び店の従業員の3人と共に国民年 金保険料を納付したはずであり、3人は納付済みとされているのに、 私だけ、未納となっていることに納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和36年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年6月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点では、過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張が無い上、申立人と一緒に国

民年金保険料を納付していたとする申立人の妻、義姉及び従業員の国 民年金手帳記号番号は、昭和40年1月に既に払い出されており、申立 期間の保険料はいずれも現年度納付されていることが確認できること から、申立内容とは符合しない。

- 2 申立人若しくは申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的 に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたも のと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 社の加入が昭和34年4月からになっていることがわかった。同事業所には 33年10月から勤務しており、34年3月までの期間が未加入期間になってい ることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であ ったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が就職前に通っていたB県立職業訓練校(現在はC高等技術専門校。)からの回答及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社(現在はD株式会社。)に勤務していた事実は確認できるが、同事業所に照会したところ、当時の給与台帳等の資料が保管されておらず、給与担当者等当時の従業員もいないため、申立期間当時の事情が不明である旨の回答があり、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立人の元同僚のうち1人は申立人の勤務開始時期(昭和 33 年 10 月1日)より前の昭和 33 年 6月ごろから勤務していた旨供述しているが、社会保険庁の記録によると、当該同僚の厚生年金保険加入年月日は申立人と同じ 34 年 4 月 1 日になっていることから、同事業所においては必ずしも実際の勤務期間に合わせて被保険者資格の得喪手続が行われていた事実がうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から49年10月まで

② 昭和53年2月26日から58年2月まで

私は、昭和44年10月から49年10月までの期間は株式会社Aに、52年6月から58年2月までの期間は有限会社Bに、それぞれ勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに係る期間については厚生年金保険被保険者記録が無く、有限会社Bに係る期間については53年2月26日付けで被保険者資格が喪失している旨の回答を受けたので、両申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立期間①及び有限会社Bに係る申立期間②ついては、同僚の供述から、申立人は申立期間に両社にそれぞれ勤務したことは推認できるが、両社共に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の元事業主に対し申立てに係る事実について照会を行ったものの、いずれも申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立人の勤務状況についても記憶に無い旨を供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立期間①及び②のいずれの期間においても、申立人が雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

さらに、申立期間①については、社会保険事務所の株式会社Aに係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間②については、社会保険事務所の有限会社B係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年2月26日に被保険者資格が喪失したことが記録されており、同年3月に健康保険証が返納された旨が記載されているほか、申立期間に申立人の標準報酬月額が改定された記録も無いことから、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から35年5月31日まで 昭和32年から35年5月までA株式会社に勤務していた。しかし、社 会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が無いとの 回答を受けたので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったこ とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟の供述及び申立人が当時の同僚として氏名を挙げた者が、社会保険事務所のA株式会社(社会保険事務所の記録によると昭和42年6月1日にB株式会社に名称変更。)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、複数の氏名が確認できることから、勤務期間の特定はできないものの、当該事業所における勤務の推認はできるが、当該事業所は50年1月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記簿によると、同社は51年6月21日に解散し、元事業主等役員は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が、当時の同僚として氏名を挙げた9人のうち、4人については、社会保険事務所の当該事業所に係る被保険者名簿において氏名が確認できるが、他の5人については、上記同名簿において記録を確認することができなかった。

さらに、上記4人の同僚のうち、所在の確認ができた1人に照会したものの、申立人のことを記憶していないほか、社会保険事務所の上記同名簿

において、申立期間に勤務していた 19 名のうち、所在が確認できた 6 人についても照会したものの、そのうちの 1 人は申立人の氏名を記憶しているだけで、申立人の勤務期間は不明であり、他の 5 人は申立人の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態については、供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から35年6月30日まで

「年金特別便」に係る年金加入記録について、社会保険庁に照会したところ、A株式会社B支社に勤務した昭和33年5月から35年6月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間が未加入となっていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA株式会社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間の業務内容は住宅募集の営業職の契約社員であったと述べており、これについて、当委員会から照会を行った当時の上司及び同僚は、申立期間の当時、契約社員については、全員厚生年金保険には加入しておらず、昭和35年ごろに労働組合が結成され、同年7月1日から、契約社員も厚生年金保険に加入することになった旨の供述をしている。

また、上記の同僚は、当該事業所の従業員は50人から60人であったと供述しており、社会保険事務所の記録を調査したところ、当該事業所における昭和33年7月及び34年7月の時点における厚生年金保険の被保険者数は34人であり、35年7月の時点では69人に増えていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の記録は確認できない上、申

立人が、当時の上司及び同僚であったと記憶している2人についても同名 簿には記録が無い。

加えて、申立事業所は既に解散しており、代表清算人の所在は不明である上、申立事業所の関連会社であるC株式会社及び営業譲渡を受けたD株式会社は、申立期間当時のA株式会社に係る資料を保管していない旨の回答であり、当該事業所における申立人の申立期間に、厚生年金保険料が控除されていた事実の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月21日から同年10月21日まで

② 昭和35年7月16日から38年5月31日まで

私は昭和34年8月21日から同年10月21日まで(株)Aで、35年7月16日から38年5月31日まで有限会社Bで働いていたのに、厚生年金保険の記録が一切無いので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立期間①については、申立人が当時記載した履歴書及び当該事業所に関する記憶が、当該事業所の元役員及び当時の同僚の供述と一致することから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当時の事業主は既に亡くなり、当該事業所は昭和38年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、49年に解散しているため、上記の元役員に照会したところ、元役員は「申立期間当時の賃金台帳等関連資料を保管しておらず申立人についても記憶が無い。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の従業員に照会して も、申立人を記憶している者はいなかったため、申立てに係る事実を確認す るための供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保 険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、 健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

有限会社Bに係る申立期間②については、元事業主の親族の供述から、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、上記元事業主の親族は「事業所は厚生年金保険等の社会保険に加入していなかった。」と供述していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、有限会社Bの当時の事業主は既に亡くなっており、事業所も既に廃業しており、上記の当時の事業主の親族に照会しても当時の関連資料等は保管されていないと回答していることから、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないため、特定すること はできず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 30 日から同年 12 月 21 日まで 昭和 45 年 1 月 13 日から 46 年 6 月 15 日まで、正社員として継続して 勤務したが、45 年 3 月 30 日から同年 12 月 21 日までの間、厚生年金保険 の加入記録が途切れている。ずっと正社員として辞めずに勤務していた ので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかし、株式会社Aに保管されている申立期間当時の従業員名簿には、申立人に係る入社日として、最初が昭和45年1月13日、2度目が同年12月21日、3度目が46年6月15日(パート従業員)と3回の入社日が記載され、申立期間は最初の入社日と2度目の入社日の間にあたる期間である上、社会保険事務所の株式会社Aに係る厚生年金保険健康保険被保険者名簿において、申立人が45年3月30日に資格喪失したとする事務処理が同年4月13日に行われ、健康保険証が返納された旨記載されていることから、申立期間においては、申立人に関し何らかの雇用形態の変更があったことがうかがえる。

また、株式会社Aに照会したところ、「従業員名簿以外の資料については保管されておらず、申立てに係る状況は不明である。また、従業員名簿に複数の入社日が記載されている経緯もわからない。」と回答しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

さらに、株式会社Aにおいて、申立期間に厚生年金保険加入記録のある他の元従業員に照会したところ、申立人が同社で勤務していたことを記憶している者は複数みられたが、申立人の勤務実態及び、厚生年金保険料の控除等に関する供述は得られなかったため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 23 日から 41 年 6 月 30 日まで昭和 40 年 3 月、大学卒業後すぐにA株式会社に入社した。B市での研修終了後、同社C営業所に配属されデパートや小売店のルートセールスをしていたが、昭和 41 年 6 月末ごろ退職し、D市の実家に戻った。同社C営業所では所長夫婦、同僚 2 人と私の 5 人の従業員がおり、営業所を一部改装した部屋で共同生活をしていたことを憶えている。厚生年金保険の被保険者記録は、B市での研修期間だけであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社E本店へ照会したところ、同社本店が保管している「社員簡易一覧表」に記載されている人事記録によれば、申立人は昭和 40 年 3 月 1 日に入社、同年 5 月 22 日に退職と記載されており、これは社会保険庁の記録及び雇用保険の加入記録と一致していることから、申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されている事実を確認することはできない。

また、A株式会社F店における元同僚は、「申立人と同期入社は4、5人であり、B市で1週間ぐらい研修を受けた後、申立人はA株式会社C出張所に配属された。しかし、その後、私は、同社F店に勤務し、年に2、3回ほど同出張所へ出張したが、申立人がいた記憶は無い。」と供述しているほか、申立期間当時、同社C出張所に勤務していたとする複数の同社従業員も、申立人が同出張所で勤務していたことを記憶しておらず、申立てに

係る事実を確認することはできない。

さらに、A株式会社C出張所は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所であった事実は無い上、申立人及び同出張所に勤務していたと供述する元同僚の厚生年金保険の被保険者資格は、社会保険事務所が保管する同社F店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できるが、同名簿によると、申立人は、昭和40年3月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月23日に資格喪失し、同年6月23日に健康保険証が返納された記載が有り、資格喪失した日以降に標準報酬月額が改定された記録も無いことから、これらの手続に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月21日から同年3月31日まで

② 昭和59年4月1日から60年3月31日まで

私は、申立期間①については、A市立B保育所において、また、申立期間②については、同市立C保育所において、臨時職員の保母として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、いずれの申立期間に係る加入記録も無いとの回答であった。確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市立B保育所及び保育所を所轄する市長部局である同市役所総務部人事課に照会しても、申立人が申立期間当時、同保育所に勤務していたことを確認するための供述を得ることはできない。

また、申立人が勤務していたとするA市立B保育所における社会保険の 取扱いについて、A市役所総務部人事課に照会したところ、同課の厚生年 金保険に係る事務担当者は、勤務期間が短期間である場合は、厚生年金保 険及び雇用保険に加入させない取扱いであった旨供述している。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人が申立期間①において雇用 保険被保険者となった記録は無い。

申立期間②について、雇用保険の記録及び元同僚の供述から、申立人がA市立C保育所に勤務していた事実は推認できるが、同市役所総務部人事課に照会したところ、臨時職員について、同市役所が厚生年金保険への加入手続を行うようになったのは平成5年以降のことであり、申立期間当時

は、希望者のみを厚生年金保険に加入させていた旨回答している。

また、社会保険事務所が保管するA市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、両申立期間に申立人の氏名の記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで 厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、株式会社A(現在は、 B株式会社。) C支店に昭和45年12月末日まで勤務したので、資格喪失 日を46年1月1日とされるべきところが45年12月31日になっている。 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが加入するD厚生年金基金に照会したところ、申立人の同社に在籍した期間における厚生年金保険の加入期間は、同基金が発足した昭和45年2月1日から同年12月31日までとの回答があり、この期間は社会保険庁の厚生年金保険被保険者期間に係る記録と一致する。

また、株式会社Aは、申立期間当時のE支店の年末の勤務は、一般的に29日又は30日までとしている。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間当時において株式会社Aの厚生年金保険被保険者は、月の途中で資格を喪失している者が大半であることが確認できる。

加えて、株式会社Aに照会したところ、「昭和 61 年 3 月に同社C支店は E支店に併合されてF事業部となったが、平成 9 年に同事業部は閉鎖され、 申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の同社C支店の状況を知る 社員もいない。」と回答しているため、申立てに係る事実は確認できない。

また、雇用保険の記録において、申立人が申立期間において雇用保険被保険者となった記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申 立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から28年1月1日まで 社会保険事務所の記録では、昭和28年3月9日に脱退手当金が支給済 みとなっているが、受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る28人の支給記録を確認したところ、24人に支給記録が確認でき、このうち19人について資格喪失日の約1か月から6か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、支給記録が確認できる同僚は「事業所が代理請求を行っていた。」と供述している上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和28年3月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には 「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる 24 人全員につい て、被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から25年6月8日まで

A社会保険事務所で年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることになっていたが、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、正規の脱退手当金及び女子特別附加脱退手当金(以下「脱退手当金」という。)が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、当時は、通算年金制度創設前であり、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。